

会 議 録 要 旨

1. 会議名称	令和3年度 第3回 恵庭市公営企業経営審議会
2. 開催日時	令和4年2月9日(水) 13時30分～14時15分
3. 開催場所	各対応場所及び恵庭市第2庁舎 2階 小会議室(委員) 及び恵庭市第2庁舎 2階 大会議室(職員)
4. 出席者名	<p>【委員】 宇野 二郎 新名 孝信 菅原 伸治 田中 悟史 梶川 浩二 野村 真弘 落合 信也 茶園 利紀 須藤 進 熊谷 洋子 橋本 千津子 本多 利恵</p> <p>【市側】(水道部長) 吉川 賢一 (水道部次長) 尾池 嘉治 (経営管理課長) 畑 拓哉 (同主査) 横山 真澄 (同スタッフ) 中者 真一 (上水道課長) 萩原 由紀夫 (下水道課長) 平井 誠 (終末処理場長) 高橋 光男 (同主査) 石丸 直稔</p>
5. 審議会の経過	<p>※以下は、事務局が発言の要旨を要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。</p> <p>(1) 開会 事務局より委員の過半数以上の出席により審議会が成立したことの報告。</p> <p>(2) 会長挨拶 会長より挨拶。</p> <p>(3) 報告 【令和4年度 公営企業会計予算について(資料①)】～【下水終末処理場維持管理委託(包括的民間委託)受託者の決定について(資料③)】について、それぞれ説明、質疑を行うこととした。</p> <p>○令和4年度 公営企業会計予算(案)について(資料①) ※経営管理課財務担当主査より説明。</p> <p><質疑応答></p> <p>(委 員) R4年度予算において水道料金については収益が減少し、下水道使用料については収益が増加する見込みとなっているが、違いについて説明願う。</p> <p>(説明員) R4年度予算については、R3年度の決算見込を用いているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、水道料金については、用途が家事用を使用するもの及び家事用以外に使用するものと共に減少している。一方で、下水道使用料については家事用を使用するものは水道料金同様に減少しているものの、家事用以外に使用するものは企業活動の回復や、水道ではなく地下水を利用して</p>

いる企業の使用料の増加が要因で、収益が増加する見込みとなっている。

(委員)

収入支出の概要における純利益について、令和4年度予算は84,000千円のプラスで令和3年度予算の122,000千円のプラスと比較すると減少予算となっており、下水道予算も同様であることから、今後も収益が減少となる傾向にあるのか。

(説明員)

水道事業については、コロナ禍により13,000千円程度の給水収益の減少となっており、今後については、コロナ禍の影響がなくなれば元の水準に回復すると考えている。

下水道事業については、使用料収入は昨年度に比べ増加傾向となっているが、コロナ禍からの企業回復が進めば、ある程度立ち直ると予測している。

下水道事業での補助金・負担金が増加するかは不透明であるが、いずれにしても、料金収入の影響が今後懸念される場所である。

○恵庭市下水道ビジョン・経営戦略の策定について（資料②）

※経営管理課長より説明。

<質疑なし>

○下水終末処理場維持管理委託（包括的民間委託）受託者の決定について（資料③）

※下水終末処理場主査より説明。

<質疑応答>

(委員)

質問が3点あり、1点目は第三者機関における履行監視・評価が出来る事業者が道内にあるのかということ。

2点目は履行監視・評価の具体的な案を持ち合わせているのかということ。

3点目は履行監視・評価結果について、恵庭市公営企業経営審議会への報告をどのように考えているのかということ。

(説明員)

1点目の質問について、履行監視・評価については2つの方法があり、1つは委託者自らが行う方法、もう一つは第三者機関に委託する方法である。

下水終末処理場の建設・改築・更新・耐震診断の業務実績がある、道内のコンサルタントの活用を考えている。

2点目の質問について、平成30年に公益社団法人日本下水道協会にて策定した下水終末処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインがあることから、第三者機関への委託であってもこれらを活用し、履行監視・評価を実施していく予定である。

3点目の質問について、恵庭市公営企業経営審議会へは、適宜報告して参りたいと考えている。

(委員)

今回の包括委託は、指定管理者から包括的民間委託となったものか。

(説明員)

委託業務から包括的民間委託業務となったものである。

○一部新聞等で報道されている水道管資材に使用されている塗料に関する不適切行為について（資料なし）

※上水道課長より以下説明。

(説明員)

本社が兵庫県の会社による水道資材で、使用されている塗料において日本水道協会で規格が規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果で認証を取得したことと、そもそも規格で規定されていない原料を使用していたことの2件の不適切行為があった。

これらの不適切行為により、全国的に水道資材の安全性が確認できなくなり、資材の出荷が停止され工事の施工に影響があった。

恵庭市においては令和3年度の工事は完了しており、出荷停止措置も順次解除されている状況である。

現段階では、一部メーカーにおいて仕切弁などの資材が出荷自粛されている状況であることから、令和4年度工事の施工については、影響は少ないものと考えている。

また、水質については、市内7箇所において毎月実施している水質検査において異常は確認されていない。

今後も日本水道協会や北海道とも連携しながら、適切な対応に努めていく。

<質疑なし>

(4) その他

○今後のスケジュール・委員報酬等の支払いについて

※経営管理課スタッフより説明。

(5) 閉会

終了時間 14:15